

番号	契約担当課	契約締結前の情報					契約締結後の情報				
		事業名	履行場所	契約の概要	資格要件	契約締結の時期	契約相手方	契約金額(税込み)	契約期間	契約方法	
1	財産活用課	庁舎清掃及び駐車場整理等業務委託(単価契約)	篠栗町内	庁舎清掃及び駐車場整理等	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第4項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥7,706,802	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)	
2	健康課	療育通園事業委託	篠栗町大字尾仲地内	療育通園事業	地方自治法施行令第167条の2第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所であり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(福)玄洋会 昭和学園	¥10,000,000	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)	
3	福祉課	糟屋中南部障害者(児)地域自立支援協議会事務局に係る業務委託	糟屋郡久山町内	糟屋中南部自立支援協議会の事務局に関する業務委託	地方自治法施行令第167条の2第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所であり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	社会福祉法人 バプテスト心身障害児(者)を守る会 久山療育園	¥769,000	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)	
4	福祉課	障がい者相談支援事業委託	糟屋郡久山町内	障がい児の相談支援事業	地方自治法施行令第167条の2第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所であり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	社会福祉法人 バプテスト心身障害児(者)を守る会 久山療育園	¥2,105,000	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)	
5	福祉課	相談支援事業及び地域活動支援センター事業(I型)委託	糟屋郡志免町内	精神障がい者の相談、自立及び社会参加への支援を目的とした事業	地方自治法施行令第167条の2第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所であり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	特定非営利活動法人 マインドリカバリー	¥4,186,000	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)	
6	福祉課	地域活動支援センター(Ⅲ型)事業委託	糟屋郡粕屋町内	障がい者の自立及び社会参加への支援を目的とした事業	地方自治法施行令第167条の2第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所であり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	社会福祉法人 福岡あけほの会	¥3,122,000	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)	
7	産業観光課	公衆トイレ清掃管理業務委託	篠栗町内	公衆トイレ19か所の清掃管理	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥6,571,484	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)	
8	産業観光課	篠栗九大の森駐車場開閉業務委託	篠栗町大字和田地内	駐車場の開閉・施錠及び遊歩道管理	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥737,856	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)	
9	都市整備課	町道草刈・剪定集積作業委託業務	篠栗町内	町道の草刈、剪定業務	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥7,004,698	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)	
10	都市整備課	篠栗駅東側自由通路清掃業務委託	篠栗町内	自由通路の清掃作業	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥628,992	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)	
11	都市整備課	ストックヤード清掃整理・回収業務委託	ストックヤード 町旧資源選別場 ほか	ストックヤードの整理及び回収した資源物の分別作業	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥4,036,368	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)	

番号	契約担当課	契約締結前の情報					契約締結後の情報				
		事業名	履行場所	契約の概要	資格要件	契約締結の時期	契約相手方	契約金額(税込み)	契約期間	契約方法	
12	都市整備課	旅石公園草刈業務	篠栗町大字乙犬地内	公園内の草刈、剪定業務等	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥697,760	令和5年4月1日から令和6年1月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)	
13	都市整備課	鳴淵ダム公園内美化整備業務	篠栗町大字金出～篠栗地内	公園内の除草、剪定等	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥4,578,134	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)	
14	上下水道課	上下水道量水器検針業務	篠栗町給水地区	上下水道量水器検針業務	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥67/件	令和5年4月7日から令和6年3月29日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)	
15	学校教育課	勢門幼稚園 園内清掃業務委託	勢門幼稚園	施設及び屋外の清掃業務等	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥665,280	令和5年4月3日から令和6年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)	
16	社会教育課	総合センター施設清掃業務委託	クリエイト篠栗	清掃業務及び整理整頓等	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥4,933,152	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)	
17	社会教育課	総合運動公園貸出受付業務委託	総合運動公園内	夜間及び休日における施設貸出受付業務及び巡回等	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥5,595,408	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)	
18	社会教育課	総合運動公園除草作業業務委託	総合運動公園内	景観維持のための除草作業	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥3,239,040	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)	
19	社会教育課	総合運動公園グラウンド等管理業務委託	総合運動公園内	グラウンドの管理、草刈り、剪定及び側溝等の清掃	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥5,376,264	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)	
20	社会教育課	総合運動公園トイレ清掃業務委託	総合運動公園内	トイレの清掃業務	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥1,638,053	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)	
21	社会教育課	町民体育館受付管理業務委託	町民体育館	受付業務及び施設内外の清掃等	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥4,305,420	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)	
22	社会教育課	社会体育館清掃業務委託	社会体育館	フロア及びトイレ清掃	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥580,608	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)	

番号	契約担当課	契約締結前の情報					契約締結後の情報			
		事業名	履行場所	契約の概要	資格要件	契約締結の時期	契約相手方	契約金額(税込み)	契約期間	契約方法
23	社会教育課	合併50周年記念体育館及び武道館受付管理業務委託	合併50周年記念体育館 武道館	受付業務及び施設内外の清掃等	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥4,382,784	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
24	社会教育課	合併50周年記念体育館及び武道館清掃業務委託	合併50周年記念体育館 武道館	清掃業務	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥580,608	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)